

経済制裁の法的規律（1）

——対ロシア制裁の検討——

山 田 卓 平

I. 序論

1. 問題意識
2. 主な論点
3. 本稿の検討課題

II. 前提事実

1. ウクライナ危機の経緯
2. 制裁の内容—米国とEUを中心に（以上、本号）

III. 被制裁国の主張—違法性の根拠

1. ロシアの主張
2. 二次的制裁の影響国の主張

IV. 制裁発動側の主張

1. 安保理決議によらない経済制裁は国連憲章違反との主張について
2. WTO協定違反との主張について

V. 分析

1. 措置全体
2. 貿易規制
3. 金融規制
4. 人的往来規制
5. 第三者対抗措置？

VI. 結論

I. 序論

1. 問題意識

他国の好ましくない行動を変更させるための手段の一つとして、経済制裁がある。経済制裁の歴史は古いが、特に最近米国およびEUを中心に

頻繁に発動されている。最近の制裁では従来の貿易規制に加えて金融規制が有効な手段とされ、手段が多様化している。国連憲章では国連安保理による強制措置の手続が規定されているが、実際に発動される制裁の多くは安保理決議によらずに個々の国の判断でとられる「一方的な (unilateral)」制裁である。

しかし、経済制裁には軍事力と並んで「経済戦 (economic warfare)」としての歴史があり¹、問題解決よりも標的国との対立をあおるだけに終わる危険がある。1940年代の米国による日本への経済制裁が日米開戦の一因になったのはその一例である²。さらに経済制裁の発動においては、経済的な強国、特に米国とその友好国が優位に立つ。発動能力のある国が軍事措置よりも限定されるのである。特に金融規制は米ドルを持つ米国の独壇場である。他方で、制裁の標的になる国の多くは国際法に基づく反論能力またはその発信能力が不足している。結果として、経済制裁に対する「法の支配」が脆弱となり、二重基準が横行する。実はレジーム・チェンジを目指すなど、目的の正当性が疑われる例もある。

このような現状に照らして、経済制裁の国際法による規律の充実が求められる。しかし、従来の研究を見る限り、安保理決議によらない一方的な経済制裁の規律の議論は、軍事措置と比べても未熟である。すなわち、一方で措置の合法性を当然視する傾向がある。経済制裁は非軍事的措置ゆえに「平和的」なので軍事措置よりも望ましいという思い込みも、背景の一

*脚注で引用したURLはすべて2020年12月13日に最終アクセス。

1 米国財務省の外国資産管理室 (OFAC) による制裁は、もともと経済戦としての戦時モデルだったものが通常時に適用されるようになった。Rachel Barnes, 'United States Sanctions: Delisting Applications, Judicial Review and Secret Evidence', in Matthew Hoppold and Paul Eden (eds.), *Economic Sanctions and International Law* (2016), pp. 199-202. 経済制裁を「軍事力を使わない戦争」と表現するものとして、杉田弘毅『アメリカの制裁外交』(岩波新書、2020年) 22頁。

2 吉田裕『アジア・太平洋戦争』(岩波新書、2007年) 7-8頁参照。

つであろう。他方で、それほど厳密に検討することなく国際義務との抵触の可能性を認めた上で対抗措置（ときにはいわゆる第三者対抗措置）による正当化にショートカットする傾向もある。その一因として、とられるのが貿易規制、金融規制、人的往来規制、外交関係についての措置など多様で、それゆえに関連する国際法規が数多いゆえの複雑さがあるだろう。

以上のような状況に鑑みて、我々は、安保理決議によらない一方的な経済制裁が現行の国際法規範に照らしてどこまで合法（どこから違法）かを、国家実行の分析により実証的に明らかにする必要がある。

2. 主な論点

それでは、一方的な経済制裁の合法性についてどのような具体的論点があるか。もちろん、関係国が締結している2国間条約（投資協定など）との適合性は常に問題となる。しかし、それは個別の事例ごとに異なるので、ここではより一般性のある論点、すなわち慣習法または普遍性のある多数国間条約についての主な論点を概観する。

1) 措置全般

第1に、経済制裁が不干渉義務に反するかどうかが問題となる。友好関係原則宣言によれば、他国の主権的権利の行使を従属させて何らかの利益を確保するべく、その国を「強制する」ための「経済的、政治的その他の種類の措置」は、不干渉義務に違反する（第3原則2項）³。しかし、不干

3 'Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Co-operation among States in accordance with the Charter of the United Nations', A/RES/2625 (XXV) (24 October 1970). 同旨として、国家の経済権利義務憲章（'Charter of Economic Rights and Duties of States', A/RES/3281 (XXIX) (12 December 1974)）第32条。シャクターは、本来は合法的な報復行為（外交関係断絶や通商停止など）でも、相手国の国内または対外政策の変更を撤回条件にするなら当該国の主権的権利の断念を強制する手段となり、不適切な目的ゆえに違法だと述べる。Oscar Shachter, *International Law* 7

涉義務が経済制裁をどこまで禁ずるかは不明確なままである⁴。

第2に、経済制裁が標的国民の経済的および社会的権利や発展の権利を害するか⁵。毎年国連総会で採択されている決議「人権と一方的強制措置」は、これらの権利侵害を指摘する。直近の決議（2019年12月18日採択）⁶は、「世界人権宣言および他の人権文書が定める権利、特に発展についての個人および人民の権利の完全な実現を阻害する」一方的かつ域外的な強制措置の停止を求める（パラ1）。「一方的強制措置は「1986年国連総会決議の」発展の権利に関する宣言の実施についての重大な障害の一つ」とも強調する（パラ14）。さらに、人権理事会による「一方的強制措置による人権の享受への否定的影響」決議も同様の内容を含み、直近の決議（2020年6月22日採択）は、一方的強制措置が「発展の権利を含む経済的および社会的権利の実現を望む人民および個人の人権」に否定的影響を与

↘ *Theory and Practice* (1991), p. 199. 同旨として、Pierre-Emmanuel Dupont, 'Unilateral European Sanctions as Countermeasures: The Case of the EU Measures Against Iran', in Happold, *supra* note 1, pp. 45.

4 Tom Ruys, 'Sanctions, retortions and countermeasures: concepts and international legal framework', in Larissa van den Herik (ed.), *Research Handbook on UN Sanctions and International Law* (2017), pp. 25-28.

5 See Matthew Happold, 'Economic Sanctions and International Law: An Introduction', in Happold, *supra* note 1, p. 10. 経済的・社会的権利については、制裁発動国は自国管轄外である標的国の個人にも保障する義務を負うかの問題がある。Ibid. 肯定の立場として、Olivier De Schutter *et al.*, 'Commentary to the Maastricht Principles on Extraterritorial Obligations of States in the Area of Economic, Social and Cultural Rights', *Human Rights Quarterly*, Vol. 34 (2012), pp. 1126-1133. 発展の権利については、実定法上の権利として確立しているか、権利主体は個人か人民か国家か、義務主体は領域国だけかなどの論点がある（堀江訓「人権としての発展の権利：その法的側面」『社会科学ジャーナル』29巻1号（1990年）101-118頁参照）。現在でもこれらの論点に関して国家間で鋭い対立があることについて、武藤達夫「発展への権利に関する国連作業部会第20会期の概要、及び発展への権利に関する条約起草過程についての予備的考察」『関東学院法学』29巻2号（2020年）149-182頁参照。

6 'Human rights and unilateral coercive measures', 18 December 2019, A/RES/74/154 (24 January 2020).

えると示唆する（パラ26）⁷。しかし、前者の総会決議の票決は賛成135に対して反対55⁸、後者の人権理事会決議は賛成25、反対16、棄権6であり⁹、いずれも多くの反対票がある。なお国連総会は、「発展途上国への政治的経済的な強制手段としての一方的経済措置」決議も隔年で採択している。直近の決議（2019年12月19日採択）のパラ3は、「経済的および社会的発展の完全な達成を阻害する、途上国への政治的経済的強制の手段としての」一方的経済措置を非難しつつも発展の権利の侵害とまでは述べないが¹⁰、票決は賛成122、反対2、棄権51であり多くの棄権がある¹¹。

第3に、国際人道法上の問題が提起されることがある。一部学説は経済制裁を「経済戦」と捉えて、国際人道法原則（必要性原則、区別原則、均衡性原則）に従うべきという¹²。2019年12月18日採択の総会決議「人権と一方的強制措置」も、前文で一方的強制措置が違反する国際法規範の一つとして国際人道法を挙げる¹³。しかし上述のように、同決議の票決の際には55もの国が反対票を投じた。

7 'The negative impact of unilateral coercive measures on the enjoyment of human rights', 22 June 2020, A/HRC/RES/43/15 (1 July 2020).

8 UN General Assembly, Seventy-fourth session, 50th plenary meeting, 18 December 2019, A/74/PV.50, pp. 23-24.

9 *Supra* note 7.

10 'Unilateral economic measures as a means of political and economic coercion against developing countries', 19 December 2019, A/RES/74/200 (13 January 2020).

11 UN General Assembly, Seventy-fourth session, 52nd plenary meeting, 19 December 2019, A/74/PV.52, pp. 5-6.

12 Nema Milanninia, '*Jus ad bellum economicum* and *jus in bello economicum*: The Limits of Economic Sanctions Under the Paradigm of International Humanitarian Law', in Ali Z. Marossi and Marisa R. Bassett (eds.), *Economic Sanctions under International Law: Unilateralism, Multilateralism, Legitimacy, and Consequences* (2015), p. 114-122; Daniel H. Joyner, 'International Legal Limits on the Ability of States to Lawfully Impose International Economic/Financial Sanctions', *ibid.*, p. 88.

13 *Supra* note 6.

第4に、安保理決議によらない経済制裁は国連憲章に適合するかの問題がある。一方で、安保理が具体的に定める以外の措置を諸国が個別に取れば、安保理制裁の微妙なバランスや実効性を阻害し、国連憲章が予定する制度上のバランスを歪めると懸念される¹⁴。他方で、過去の実行を検討する限りそのような懸念は示されていないとの反論がある¹⁵。

2) 貿易規制

経済制裁の中でも貿易規制（および輸送規制）はWTO協定、特にGATTとGATSと抵触するかが問題となる。その際には、安全保障例外条項（GATT第21条およびGATS第14条の2）の該当性も問題となる。

3) 金融規制

指定者の資産凍結やその他の取引禁止のような金融規制については、まず第1にIMF協定との適合性が問題となる¹⁶。

第2に免除法と抵触するか。まず問題なのは、訴訟手続と関わらない行政措置である資産凍結に免除法が適用可能かどうかである¹⁷。適用されるとすれば次に、政府高官、中央銀行、国有企業についての免除（および不

14 Linos-Alexandre Sicilianos, 'Countermeasures in Response to Grave Violations of Obligations Owed to the International Community', in James Crawford, Alain Pellet, and Simon Olleson (eds.), *The Law of International Responsibility* (2010), pp. 1141-1142.

15 Martin Dawidowicz, *Third-Party Countermeasures in International Law* (2017), pp. 255-262.

16 日本による北朝鮮への金融規制がIMF協定に適合するかについて、山田卓平「日本による北朝鮮への独自措置—日本の国際義務に適合するか—」『龍谷法学』51巻3号（2019年）152-158頁参照。

17 優れた否定説として、Tom Ruys, 'Immunity, inviolability and countermeasures—a closer look at non-UN targeted sanctions', in Tom Ruys, Nicolas Angelet & Luca Ferro (eds.), *The Cambridge Handbook of Immunities and International Law* (CUP, 2019), pp.670-710.

可侵）規則はどのような内容か、資産凍結はそれらに違反するかが問題となる。外交官についての免除規則は外交関係条約で規定されており、資産凍結については財産不可侵を定める30条2項に抵触するかが問題となる。しかし、政府高官、たとえば国家元首、政府の長、外務大臣についての特権免除規則はいまだ確定していない。国連国際法委員会（ILC）で現在作業中の課題が「国家公務員の外国の刑事管轄権からの免除」であることから明らかなように、議論の多くは刑事管轄権についてであって、資産凍結をめぐる問題はほとんど議論されていない。さらに、中央銀行や国有企業の資産凍結についても未確定である。現在ICJで本案審理手続中のイラン資産事件では、原告イランが中央銀行と国有企業およびそれらの財産は慣習国際法上の裁判権免除を享受すると主張しており¹⁸、本案判決での判断が注目される。

第3に人権法と抵触するか¹⁹。まず問題となるのは、資産凍結は財産権侵害となるかである。そもそも一般国際法上、財産権がどこまで保障されるのかは明らかではない。財産権は世界人権宣言では17条で規定されているものの、自由権規約では規定されていない。しかし、特定の地域の条約や法秩序においては、財産権が保障されることがある。たとえば、欧州人権条約第1議定書1条は財産を平穏に享受する権利を保障する。さらに、安保理の下で制裁委員会により資産凍結の対象となり、EC規則で制裁対象リストに掲載された個人および団体が規則の取り消しを求めたKadi事件では、欧州司法裁判所大法廷が、EC法の一般原則の不可欠の一部である基本権の一つとして財産権を挙げ、権限ある機関に訴える機会を原告に与えていなかったという本件事実を理由として、原告の財産権が不当に制

18 ICJ, *Certain Iranian Assets (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, Memorial of the Islamic Republic of Iran (1 February 2017), paras. 3.23-3.25.

19 See Matthew Happold, 'Targeted Sanctions and Human Rights', in Happold, *supra* note 1, pp. 87-111.

限されたと認定した²⁰。では、仮にこのような財産権が一般国際法においても保障されているとすれば、資産凍結はその侵害となるか。この点で留意すべきことに、財産への介入が常に財産権侵害となるわけではない。上述のKadi事件判決は、一般論としては、テロ組織関係者の資産凍結は原則として正当化されうると述べる。というのも、基本権としての財産権は絶対的ではなく、社会での機能との関係で見られなければならないので、その制限がECが追求する公益目的に合致し、その目的との関係で不均衡かつ過度の介入となり財産権の本質を侵害するようなものでなければ、財産権の行使は制限されうるのである²¹。したがって、同判決によれば、第1に公益目的に合致し、第2にその目的との関係で不均衡かつ過度の介入でない場合は財産権侵害にならない。上述の欧州人権条約第1議定書1条も、法律に基づいた「公共の利益のため (in the public interest/pour cause d'utilité publique)」の財産剥奪や、「一般的利益 (the general interest/l'intérêt général)」に従った財産利用の規制に必要な法律の実施を許す²²。財産権が一般国際法においても保障されているとすれば、以上のような条件も同時に妥当すると考えるべきであろう。その場合、資産凍結が財産権侵害となるかどうかは、これらの条件に照らして判断される。

さらには、金融規制の対象者の指定の際に、手続的権利（公正な裁判を受ける権利、防御権、実効的救済についての権利など）が侵害されていないかが問題となる。EUや各国の法制度における手続的権利の保障に照らして制裁措置を検討する研究は多いが²³、一般国際法上の議論は未熟であ

20 Joined Cases C-402/05 & C-415/05 P, Kadi & Al Barakaat International Foundation v. Council & Comm'n, Judgment, [2008] ECR I-6351, para. 371.

21 *Ibid.*, paras. 355-366.

22 門田孝「欧州人権条約における財産権保障の構造（二）」『広島法学』32巻3号（2009年）103-116頁参照。

23 See Luca Pantaleo, 'Sanctions Cases in the European Courts', in Happold, *supra* note 1, pp. 171-196 (EUの制限的措置が手続的権利（リスト化の証拠提示）に合致するかについてのEU司法裁判所判決の傾向を分析し、問題点を指摘）；

る。

第４に、外国人保護に関する一般国際法との適合性も問題となり得る²⁴。

４）人的往来規制

人的往来規制の対象者の指定の際にも手続的権利が侵害されていないかが問題となるが、それ以外にも、私生活および家族生活の権利や移動の自由などを侵害しないかが問題となる²⁵。

５）「第三者対抗措置」で正当化されるか

ある制裁措置が国際義務に違反していたとしても、制裁発動国が被制裁国の先行違法行為により被害を受けた場合は、制裁を対抗措置として正当化できることがある。しかし、多くの場合で制裁発動国はそのような被害国ではない。ただし、制裁が一般利益保護に関わる国際義務の違反に対する場合には、被害を受けていない国（または国際組織）による対抗措置（いわゆる第三者対抗措置）として正当化されるかが問題となる²⁶。

↘ Barnes, *supra* note 1, pp. 197-225（米国における金融制裁の指定の適正手続を確保するための法制度の現状を紹介し、英国・EUの制度より遅れている部分を指摘）。

24 国籍国の行為を原因としたその国民・企業の在外資産の凍結は外国人保護に関する一般国際法に反するとの主張として、岩月直樹「重大な人権侵害が問題とされる場合における第三国による非軍事的な一方的強制措置の法的性質―「第三国による対抗措置」についての批判的考察―」岩沢雄司他編『国際法のダイナミズム』（2019年）132頁。

25 例えばナダ事件欧州人権裁判所大法廷判決は、安保理制裁により入国・通過禁止の対象となったナダ氏につき、友人や家族との接触が困難になったことによる私生活および家族生活の権利の侵害を認めた。Case of Nada v. Switzerland (Grand Chamber), No. 10593/08, Judgment (12 September 2012), paras. 165-166, 199.

26 本論点の紹介として、山田卓平「対ジンバブエ制裁―「第三国対抗措置」の慣習法規則の形成に寄与しうるか―」『龍谷法学』50巻3号（2018年）257-272頁、岩月直樹「第三国による対抗措置」『法学セミナー』63巻10号（2018年）ノ

しかし、この点を扱う国家責任条文²⁷の第54条（「被害国以外の国によりとられる措置」）は、次のような保留条項にとどまった。

「本章は、第48条 [= 「被害国以外の国による責任追及」] 1項により他国の責任を追及できる国の、違反停止および被害国や違反義務の受益者の利益のための賠償を確保するために当該他国に合法的措置をとる権利を害しない（does not prejudice）。」

加えて、特に一般国際法の強行規範に基づく義務の深刻な違反に対して第三者対抗措置が認められるかについても、41条3項は「国際法上引き起こしうるさらなる結果を害しない」と規定するだけで、結論を示さない。

3. 本稿の検討課題

以上のような諸論点についての実定法規範の現状を探究するために、国家実行を検討しなければならない。その際には、今まであまり検討されてこなかった被制裁国側の主張も考察する必要がある。このような問題意識から、本稿では主にウクライナ危機を端緒とするロシアへの制裁を検討する。

II. 前提事実

その検討の前提として、まずウクライナ危機の経緯とそれに伴う制裁の内容について確認しておこう²⁸。

↘ 49-55頁を参照。

27 'Responsibility of States for internationally wrongful acts', A/RES/56/83 (28 January 2002).

28 本節の記述全般は以下を参照。真野森作『ルボ プーチンの戦争—「皇帝」↗

1. ウクライナ危機の経緯

2013年11月21日にウクライナのヤヌコーヴィチ政権がEUとの自由貿易協定を柱とする連携協定の交渉プロセスの停止を決定した²⁹。その背景には、ロシアによる圧力（ウクライナ産農産物の輸入制限など）と懐柔（天然ガス価格の値下げや財政支援）があったという。これに対して、欧州統合支持者や政権の腐敗行為に反対する市民による大規模なデモが発生した。当初は平和的なデモだったが次第に過激化し、特に2014年2月18日から20日にかけては100名以上の死者を出す大規模衝突に発展した。ヤヌコーヴィチ大統領は21日に首都キエフを脱出し、その後クリミア経由でロシアに逃れた。与党議員が大量離脱した最高会議は、23日にロシア語など少数言語話者が10%以上住む地域でその言語を事実上の公用語にできる法律の撤廃を決め、ウクライナ民族主義的政策を進める姿勢を示した。27日にはヤツェニウク首相による暫定政権が発足した³⁰。

クリミアで多数派のロシア系住民はかねてから中央政府に不信感を抱いていたところ、政変後の暫定政権に強い警戒感を持った。そのような中で、ロシア軍人と思われる覆面部隊が各種インフラ、行政機関、軍事施設などを次々と占拠していった。ソチ冬季パラリンピックの閉幕日である3月16日にクリミア自治共和国とセヴァストポリ市で実施された住民投票で、ロシアへの編入案が圧倒的多数で支持された（ただしクリミア人口の1割

ㄨ はなぜウクライナを狙ったのか』（筑摩書房、2018年）、服部倫卓・原田義也編『ウクライナを知るための65章』（明石書店、2018年）287-305頁、小泉悠『「帝国」ロシアの地政学—「勢力圏」で読むユーラシア戦略』（東京堂出版、2019年）129-172頁、日本外務省HP「ウクライナ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ukraine/index.html>）。

29 東野篤子「ウクライナ危機をめぐるEUの対応—経済制裁、連合協定、和平調停—」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』2014年11月号（No. 987）（2014年）24頁。

30 'Prime Minister of Ukraine and composition of Government appointed'. 27 February 2014. <https://www.kmu.gov.ua/en/news/247059301>.

を占めるタタール系住民の大多数は投票をボイコットしたと言われる)。それを受けて、3月17日にクリミア自治共和国最高会議は「クリミア共和国」の独立を宣言し、ロシアに編入を求める決議を採択した。3月18日にプーチン・ロシア大統領は同共和国の編入を宣言して編入協定に署名し³¹、3月21日には編入の国内手続を完了した³²。他方でウクライナは、編入措置が国際法上の領土保全原則に反すると非難した³³。3月27日には国連総会が、住民投票はウクライナに許可されておらず効力を欠き、クリミアの地位変更の根拠にならないと決議した（賛成100、反対11、棄権58）³⁴。

その後、ウクライナ東部のドンバス地域のドネツク州とルハンスク州で親露派勢力が行政府各施設を占拠して、ウクライナ政府軍と親露派勢力の戦闘が始まった。5月11日には親露派が両州で独立を問う住民投票を行い、翌日に「ドネツク人民共和国」「ルハンスク（ロシア語読みではルガンスク）人民共和国」として独立を宣言した。とはいえ、態勢を立て直したウクライナ政府軍が反撃を進めた結果、親露派勢力は徐々に劣勢となった。6月に戦車を含む重装備がロシア側から供与されるようになっても事情は同じだった。しかし、8月に整った装備のロシア軍兵士が「義勇兵」として展開すると、形勢は逆転した。なお、その間の7月17日にはドネツク州上空でマレーシア航空機が撃墜され、乗客乗員298名全員が亡くなっている。

31 'Address by President of the Russian Federation', 18 March 2014, <http://en.kremlin.ru/events/president/news/20603>; 'Agreement on the accession of the Republic of Crimea to the Russian Federation signed', <http://en.kremlin.ru/catalog/regions/CR/events/20604>.

32 'Laws on admitting Crimea and Sevastopol to the Russian Federation', 21 March 21 2014, <http://en.kremlin.ru/catalog/regions/CR/events/20625>.

33 Ministry of Foreign Affairs of Ukraine, Daily Briefing, 21 March 2014, <https://mfa.gov.ua/en/news/1206-brifing-v-mzs>.

34 'Territorial integrity of Ukraine', 27 March 2014, A/RES/68/262 (1 April 2014).

ウクライナ・ロシア・OSCEからなる三者コンタクト・グループの協議により、2014年9月5日にミンスク議定書（ミンスクⅠ）が合意され、OSCE・ウクライナ・ロシア・ドネツク人民共和国・ルハンスク人民共和国の各代表者が署名した³⁵。同議定書は、武器使用の即時停止（１項）、OSCEによる武器不使用の監視・検証（２項）、ドネツクおよびルハンスク地域の一定エリアでの自治の暫定的地位に関するウクライナ法制定などにより分権化を進めて地方選挙を実施すること（３項、９項）、人質および違法に抑留された者の即時解放（５項）、「違法な軍事部隊（unlawful military formations）」および兵士・傭兵のみならず軍事機器もウクライナ領域から除去すること（10項）などを規定する。同議定書は、プーチン大統領が協議を主導する中で、敗北を重ねるウクライナ側が受け容れざるを得なくなったものである。2015年2月12日にはさらに具体的な規定を持つ合意がなされた（ミンスクⅡ）³⁶。しかし、これらの諸合意は完全には履行されておらず、ウクライナ情勢は不安定な状況が続いている。ウクライナの不安定化により同国のNATO加盟を阻止したいロシアにとっては望ましい状況と言われる。

35 'Protocol on the outcome of consultations of the Trilateral Contact Group on joint steps aimed at the implementation of the Peace Plan of the President of Ukraine, P. Poroshenko, and the initiatives of the President of the Russian Federation, V. Putin', 5 September 2014, <https://peacemaker.un.org/UA-cease-fire-2014>.

36 'Memorandum on the implementation of the provisions of the Protocol on the outcome of consultations of the Trilateral Contact Group on joint steps aimed at the implementation of the Peace Plan of the President of Ukraine, P. Poroshenko, and the initiatives of the President of the Russian Federation, V. Putin', 19 September 2014, <https://peacemaker.un.org/implementation-minsk-19Sept2014>; 'Package of measures for the Implementation of the Minsk agreements', 12 February 2015, <https://peacemaker.un.org/ukraine-minsk-implementation15>.

2. 制裁の内容—米国とEUを中心に

米国およびEUは、ロシアがウクライナの主権および領土保全を侵害していると非難し、同国への制裁を主導してきた。米国およびEU³⁷による制裁の詳しい内容は、本稿末尾の表を参照してほしい。その他は少なくとも日本、スイス、ノルウェー、アルバニア、リヒテンシュタイン、モンテネグロ、アイスランド、オーストラリア、カナダ、ウクライナが制裁を行っている。

最も積極的かつ広範な制裁を課しているのは米国である³⁸。米国は、ウクライナ危機以前からも、ロシア当局の腐敗行為を告発した弁護士マグニツキー氏の勾留施設での死（2009年）を契機に制定されたマグニツキー法³⁹による制裁（2012年12月より）を課していた（2016年12月の世界マグニツキー法⁴⁰により、ロシア以外にも制裁対象を拡大）⁴¹。また2014年以

37 EUの措置については、'EU restrictive measures in response to the crisis in Ukraine', <https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/ukraine-crisis/>; 'Misappropriation of state funds of Ukraine' 'Restrictive measures in respect of actions undermining or threatening the territorial integrity, sovereignty and independence of Ukraine' 'Restrictive measures in response to the illegal annexation of Crimea and Sevastopol', <https://www.sanctionsmap.eu/#/main/details/37.36.35/?search=%7B%22value%22:%22%22,%22searchType%22:%22%7B%7D%7D>; 'Restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine (sectoral restrictive measures)', <https://www.sanctionsmap.eu/#/main/details/26/?search=%7B%22value%22:%22%22,%22searchType%22:%22%7B%7D%7D>.

38 米国の制裁の内容について、U.S. Department of the Treasury, 'Ukraine-/Russia-related Sanctions', <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/sanctions-programs-and-country-information/ukraine-russia-related-sanctions>; U.S. Department of State, 'Ukraine and Russia Sanctions', <https://2009-2017.state.gov/e/eb/tfs/spi/ukrainerussia/index.htm> (to 20 January 2017), <https://www.state.gov/ukraine-and-russia-sanctions/> (from 21 January 2017). 簡明な紹介としては、杉田『前掲書』（注1）104-122頁も参照。

39 Sergei Magnitsky Rule of Law Accountability Act of 2012 (P.L. 112-208, Title IV; 22 U.S.C. 5811 note).

40 Global Magnitsky Human Rights Accountability Act (P.L. 114-328, Div. A, 7

後も、サイバー活動についての制裁⁴²や、2018年3月の英南部ソールズベリーでのロシアの元スパイの神経剤「ノビチョク」による殺害未遂事件の後に化学兵器使用についての制裁⁴³を加えている。

米国の制裁の特徴の一つが、石油および天然ガス開発を標的としたセクター制裁を強化していることである。まず行政命令13662号（2014年3月20日）で金融サービス、エネルギー、金属・鉱業、エンジニアリング、防衛および関連物資などのセクターへの制裁を可能とした。特にロシアの主要産業であるエネルギーセクターについては、2014年7月16日の財務省決

↘ Title XII, Subtitle F: 22 U.S.C. § 2656 note).

41 制裁内容については、U.S. Department of the Treasury, 'The Magnitsky Sanctions', <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/sanctions-programs-and-country-information/the-magnitsky-sanctions>; U.S. Department of the Treasury, 'Global Magnitsky Sanctions', <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/sanctions-programs-and-country-information/global-magnitsky-sanctions>; U.S. Department of State, 'Global Magnitsky Act', <https://www.state.gov/global-magnitsky-act/>.

42 内容については、U.S. Department of the Treasury, 'Sanctions Related to Significant Malicious Cyber-Enabled Activities', <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/sanctions-programs-and-country-information/sanctions-related-to-significant-malicious-cyber-enabled-activities>; U.S. Department of State, 'Cyber Sanctions', <https://www.state.gov/cyber-sanctions/>.

43 U.S. Department of State, 'Holding Russia Accountable for Its Destabilizing Behavior', 26 March 2018, <https://www.state.gov/holding-russia-accountable-for-its-destabilizing-behavior-2/>（米ロシア外交使節団の職員48名と国連ロシア政府代表部の諜報員12名の追放、シアトル総領事館の閉鎖）；U.S. Department of State, 'Determinations Regarding Use of Chemical Weapons by Russia Under the Chemical and Biological Weapons Control and Warfare Elimination Act of 1991', *Federal Register*, Vol. 83, No. 166 (27 August 2018), p. 43723; Executive Order 13883 of 1 August 2019, 'Administration of Proliferation Sanctions and Amendment of Executive Order 12851', *Federal Register*, Vol. 84, No. 150 (5 August 2019), p. 38113; U.S. Department of State, 'Bureau of International Security and Nonproliferation: Imposition of Additional Sanctions on Russia Under the Chemical and Biological Weapons Control and Warfare Elimination Act of 1991', *Federal Register*, Vol. 84, No. 165 (26 August 2019), p. 44671.

定⁴⁴でエネルギーセクターの指定者（=Novatek, Rosneft。9/12からGazprom Neft, Transneftも）のための90日（2017年11月28日からは60日に短縮⁴⁵）を超える償還期限の新規債務の取引禁止、2014年7月29日の商務省産業安全保障局（BIS）決定⁴⁶でロシアの大水深、北極海、シェール層での石油・ガス生産計画のための物品輸出についてライセンスを必要として、石油については輸出禁止とした。2014年9月12日には、ロシアまたは主張海域での石油生産の可能性がありかつ指定者（=Gazprom, Gazpromneft, Lukoil, Rosneft, Surgutneftegas）に関わる大水深、北極海またはシェール層の計画のための探査または生産を助けるための物品、金融以外のサービス、技術の提供や輸出を禁止した⁴⁷。

米国の制裁のさらなる特徴は、領域外の第三国国民・団体を対象とするいわゆる二次的制裁も含むことである。2014年12月18日のウクライナ自由支援法⁴⁸は、特別ロシア原油計画に意図的に重要な投資をする外国の者についての米国輸出入銀行による援助（輸出保険など）、調達、武器・汎用

44 Directive 2 pursuant to EO 13662, https://home.treasury.gov/system/files/126/eo_13662_directives.pdf.

45 Directive 2 (as amended on September 29, 2017) under Executive Order 13662, https://home.treasury.gov/system/files/126/eo13662_directive2_20170929.pdf.

46 U.S. Department of Commerce, Bureau of Industry and Security, 'U.S. Commerce Department Expands Export Restrictions on Russia', 29 July 2014, <https://www.bis.doc.gov/index.php/about-bis/newsroom/press-releases/107-about-bis/newsroom/press-releases/press-release-2014/710-u-s-commerce-department-expands-export-restrictions-on-russia>.

47 U.S. Department of Commerce, Bureau of Industry and Security, 'U.S. Commerce Department Expands Export Restrictions Aimed at Russia's Defense Sector', 12 September 2014, <https://www.bis.doc.gov/index.php/about-bis/newsroom/press-releases/107-about-bis/newsroom/press-releases/press-release-2014/742-u-s-commerce-department-expands-export-restrictions-aimed-at-russia-s-defense-sector>.

48 Ukraine Freedom Support Act of 2014 (UFSA; P.L. 113-272; 22 U.S.C. 8921 et seq.).

品輸出、財産取引、銀行取引、債務・株式投資、入国について禁止でき（４項）、同項の被制裁者との重要な取引に意図的に関与する外国金融機関、またはSDNリストのロシアの者および被凍結者の代理で重要な金融取引を意図的に促進する外国金融機関について、米国内でのコルレス勘定の開設禁止、維持の禁止または制限ができると規定した（５項）。そしてこれらは、2017年８月２日の制裁による敵性国家対抗法⁴⁹により義務化された（225項、226項）。さらに同法は、ロシアのエネルギー輸出パイプラインの建設のために投資するまたは一定額以上の物品・サービス・技術・情報などを提供する者に裁量的な制裁を課す（232項）。2019年12月20日には、パイプ敷設船の提供者の入国や財産取引が禁止された（国防権限法2020⁵⁰）。以上のような石油開発計画への投資の義務的禁止とガスパイプライン計画支援の裁量的禁止は第三国に及ぶ二次的制裁であり、石油・ガス開発でロシア企業と取引するヨーロッパの企業が標的となっている。

最も広範囲である米国の制裁を中心にまとめると、次のようなものである。

49 Countering Russian Influence in Europe and Eurasia Act of 2017 (CRIEEA; P.L. 115-44, Countering America's Adversaries Through Sanctions Act [CAATSA], Title II; 22 U.S.C. 9501 et seq.). 立法の経緯と内容について、Kristina Daugirdas and Julian Davis Mortenson (eds.), 'Contemporary Practice of the United States Relating to International Law: Congress Enacts Sanctions Legislation Targeting Russia', *American Journal of International Law*, Vol. 111:4 (2017), pp. 1015-1023.

50 National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2020, Pub. L. No. 116-92 (Dec. 20, 2019), § 7503.

米国の制裁（下線はEUも実施）

1. 制裁理由となったロシアの行動

- ・ ウクライナへの行動（クリミア併合・東部ウクライナ不安定化）
- ・ 腐敗行為・人権侵害
- ・ 悪意あるサイバー活動
- ・ 化学兵器使用

2. 制裁の内容

①貿易規制

- ・ 指定者に向けての物品・サービスの提供禁止
- ・ 防衛物品・サービス、汎用（デュアルユース）品の対露輸出・再輸出の禁止・制限
- ・ 石油開発計画のための物品・サービス・技術の提供禁止
- ・ クリミアとの輸出入禁止

②金融規制

- ・ 指定者（および50%以上所有団体）の資産凍結（2020年12月末時点で行政命令13660号⁵¹での指定個人・団体は147件、行政命令13661号⁵²では171件）
- ・ 指定者（および50%以上所有団体）との資本取引などの制限

③人的往來規制

- ・ 指定者の入国禁止

④外交関係

- ・ ベルソナ・ノン・グラータ通告
- ・ 施設の閉鎖

*①～③には石油開発計画への投資またはガスパイプライン計画支援を理由とした領域外の第三国の国民・団体への制裁（いわゆる二次的制裁）も含む。

日本⁵³は、米国およびEUの制裁と協調し、ウクライナの主権と領土の一体性の侵害に関与したと判断される23名へのビザ発給停止⁵⁴に加えて、

51 Executive Order 13660 of 6 March 2014. 'Blocking Property of Certain Persons Contributing to the Situation in Ukraine', *Federal Register*, Vol. 79, No. 46 (10 March 2014), p. 13491.

52 Executive Order 13661 of 16 March 2014. 'Blocking Property of Additional Persons Contributing to the Situation in Ukraine', *Federal Register*, Vol. 79, No. 53 (19 March 2014), p. 15533.

53 日本の措置について以下を参照。安全保障貿易情報センター（CISTEC）「ウクライナ情勢をめぐるロシアへの経済制裁措置」（https://www.cistec.or.jp/export/keizaiseisai/saikin_keizaiseisai/index.html）。

54 外務大臣談話「ウクライナ情勢を受けたロシアに対する制裁について」（2014年4月29日）https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page18_000277.html。

2014年8月5日には輸入貿易管理令に基づいてクリミアまたはセヴァストポリスを原産地とする貨物への輸入禁止措置を実施している⁵⁵。同時に、クリミアのロシアへの併合またはウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者（40個人・2団体）につき、外為法に基づいて資産凍結等の措置、すなわち支払・支払受領および資本取引（＝預金、信託、金銭貸付など）を許可制にして実質的に禁止する⁵⁶。同年12月9日に26個人・14団体を追加して⁵⁷、現在の指定者は66個人・16団体である。

さらに同年9月24日からは以下の措置をとっている⁵⁸。

- ・ロシアを仕向地とする武器の輸出及び武器技術の提供並びに軍事用途の汎用品の輸出及び当該汎用品に係る役務の提供について、審査手続きを厳格化。
- ・ロシアの特定銀行等（＝ズベルバンクSberbank、対外貿易銀行VTB Bank、対外経済銀行Bank for Development and Foreign Economic Affairs、ガズプロムバンクGazprombank、ロシア農業銀行Russian Agricultural Bankの5団体）に対する資本取引規制（日本での証券の発行・募集の許可制）と役務取引規制（日本で証券を発行・募集するための労務・便益提供の許可制）。償還期限のある証券については期限が90日を超えるものに適用。

55 経産省告示166号『官報』平成26（2014）年8月5日（号外特第12号）。報道発表はhttps://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20140805gensanchi2goushounin.pdf。

56 外務省告示267号、財務省告示238号、財務省告示239号、経産省告示167号、経産省告示168号。いずれも『官報』平成26（2014）年8月5日（号外特第12号）に収録。報道発表はhttps://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001139.html。

57 外務省告示365号『官報』平成26（2014）年12月9日（号外特第26号）。報道発表はhttps://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001553.html。

58 外務省告示314号『官報』平成26（2014）年9月24日（号外特第17号）。報道発表はhttps://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001262.html。

① 米国の対露制裁

	ウクライナ危機	人権侵害・腐敗	サイバー活動	化学兵器	貿易規制	金融規制：資産凍結	金融規制：資本取引など制限	人的往来規制
2012/12/14 (オバマ政権)		マグニツキー法				\$ 406	\$ 406	\$ 405
2014/3/6	EO13660				\$4 被凍結者への資金、物品またはサービスの供与を禁止。	\$1 次に関与する財務省指定者 ・ウクライナの民主的プロセスまたは制度を毀損 ・ウクライナの平和、安全、安定、主権、領土保全を脅かす活動または政策 ・ウクライナの家計資産または経済的に重要な団体の横領	\$4 被凍結者への資金、物品またはサービスの供与を禁止。 \$8 本命令の目的実行に必要な措置。	\$ 2
2014/3/17	EO13661				\$4 被凍結者への資金、物品またはサービスの供与を禁止。	\$1 ・Annexの指定者（副首相など） ・財務省指定者（ロシア政府職員、ロシアの武器セクターで活動、ロシア政府高官の代理など）	\$4 被凍結者への資金、物品またはサービスの供与を禁止。 \$8 本命令の目的実行に必要な措置。	\$ 2
2014/3/20	EO13662				\$4 被凍結者への資金、物品またはサービスの供与を禁止。	\$1 財務省指定者（金融サービス、エネルギー、金属・鉱業、エンジニアリング、防衛および関連物資などのセクターで活動）	\$4 被凍結者への資金、物品またはサービスの供与を禁止。 \$8 本命令の目的実行に必要な措置。	\$ 2
2014/3/25-26	国務省・商務省				防衛物品・サービス、汎用品の対露輸出・再輸出のライセンス発給保留。			
2014/4/3	ウクライナ主権支援法 (SSIDES)					\$8、9		

	ウクライナ危機	人権侵害・腐敗	サイバー活動	化学兵器	貿易規制	金融規制：資産凍結	金融規制：資本取引など制限	人的往来規制
2014/4/11	商務省				Entity Listに1団体指定。			
2014/4/28	国務省・ 商務省・ 財務省				・ハイテク防衛物品・サービス、ハイテク汎用品の対露輸出・再輸出禁止。 ・Entity Listに13団体指定。	指定 (EO13661) : Stroygazmontazhなど		
2014/7/16	商務省・ 財務省				Entity Listに11団体指定。	指定 (EO13660, 13661)	EO13662を金融、エネルギーセクターに適用。 <Directive 1: 金融> ・禁止: 金融サービスセクターの指定者のための償還期限が90日を超える新規債務または新株の取引。 →指定: Gazprombank, VEB <Directive 2: エネルギー> ・禁止: エネルギーセクターの指定者のための償還期限が90日を超える新規債務の取引。 →指定: Novatek, Rosneft	
2014/7/29	商務省・ 財務省				・ロシアの大水深、北極海、シェール層での石油・ガス生産計画のための物品輸出について要ライセンス (→石油については輸出禁止)。 ・Entity ListにUnited Shipbuilding Co.を指定。	指定 (EO13661) : United Shipbuilding Co.	指定 (Directive 1) : Bank of Moscow, Russian Agricultural Bank, VTB	
2014/8/13	財務省					・被凍結者が50%以上所有する団体の資産も凍結。 ・U.S. personは同団体と取引禁止。		

	ウクライナ危機	人権侵害・腐敗	サイバー活動	化学兵器	貿易規制	金融規制：資産凍結	金融規制：資本取引など制限	人的往来規制
2014/9/12	財務省・ 商務省				EO13662をエネルギーセク ターに適用。 <Directive 4：エネルギー> 禁止：ロシアまたは主張海 域での石油生産の可能性が ありかつ指定者に関わる大 水深、北極海またはシェー ル層の計画のための探査ま たは生産を助けるための物 品、金融以外のサービス、 技術の提供や輸出。 →指 定：G a z p r o m , Gazpromneft, Lukoil, Rosneft,Surgutneftegas	指定 (EO13661)	EO13662を金融、エネル ギー、防衛セクターに適用。 <Directive 1> 禁止：(1) 指定者の償還期 限が30日を超える新規債務 または新株の取引、(2) 旧 版(7月16日)で禁止された であろう本指令日より前の 債務または株に関する活 動。 →指定：Sberbank <Directive 2> 禁止：指定者の償還期限が 90日を超える新規債務の取 引。 →指定：Gazprom Neft, Transneft <Directive 3：防衛> 禁止：防衛および関連物資 セクターの指定者のための 償還期限が30日を超える新 規債務の取引。 →指定：Rostec	
2014/9/12	商務省				指定			

	ウクライナ危機	人権侵害・腐敗	サイバー活動	化学兵器	貿易規制	金融規制：資産凍結	金融規制：資本取引など制限	人的往来規制
2014/12/18	ウクライナ 自由支援法 (UFSA)				§ 4 裁量的禁止：特別ロシア原油計画に意図的に重要な投資をする外国の者についての米国輸出入銀行による援助(輸出保険など)、調達、武器・汎用品輸出、財産取引、銀行取引、債務・株式投資、入国。		§ 5 (a) § 4の被制裁者との重要な取引に意図的に関与する外国金融機関、または (b) SDNリストのロシアの者および被凍結者の代理で重要な金融取引を意図的に促進する外国金融機関 → (c) 米国内でのコルレス勘定の開設禁止、維持の禁止または制限ができる。	
2014/12/19	EO13685				クリミアとの輸出入禁止。	§ 2 財務省指定者(クリミアで活動など)	§ 1 禁止：U.S. personによるクリミアへの新規投資、外国の者による取引のU.S. personによる承認・保証。	§ 3
2015/4/1			EO13694		§ 3	§ 1	§ 3	§ 4
2016/12/23		世界マグニツキー法				§ 1263		§ 1263
2016/12/28			EO13757			§ 1		

	ウクライナ危機	人権侵害・腐敗	サイバー活動	化学兵器	貿易規制	金融規制：資産凍結	金融規制：資本取引など制限	人的往来規制
2017/8/2 (トランプ政権)	制裁による敵性国家対抗法(CAATSA)				§223 ((d) Directive 4の地域限定を撤廃) §224 §225 (UFGA §4[原油計画へ投資する外国の者への制裁]を義務化) §231 §232 (ロシアのエネルギー輸出パイプラインの建設のために投資するまたは一定額以上の物品・サービス・技術・情報などを提供する者→裁量的制裁) §233	§227 §228		
							§226 (UFGA §5[外国金融機関への制裁]を義務化)	
2017/9/29	財務省						<Directive 1> ・2014.7.16から2014.9.12以前－償還期限が90日を超える新規債務または新規株禁止。 ・2014.9.12から2017.11.28以前－30日を超えるもの禁止。 ・2017.11.28から－14日を超えるもの禁止。 <Directive 2> ・2014.7.16から2014.11.28以前－償還期限が90日を超える新規債務禁止。 ・2014.11.28から－60日を超えるもの禁止。	
2017/10/31	財務省				Directive 4改訂			
2017/12/20		EO13818			§4	§1	§4	§2

	ウクライナ危機	人権侵害・腐敗	サイバー活動	化学兵器	貿易規制	金融規制：資産凍結	金融規制：資本取引など制限	人的往来規制
2018/8/8				1991年化学生物兵器管理法に基づく国務省決定	ロシアへの援助、武器売却、武器売却融資、金融支援、安全保障機微物品技術の輸出の停止。			
2018/9/12			EO13848		\$5	\$2	\$5	\$6
2018/9/20	EO13849					\$1	\$1 禁止：被制裁者への貸付・信用貸し（クレジット）、被制裁者が利益有する外貨取引、被制裁者の利益が関わるクレジットの移転や支払、被制裁者の株・債務への投資・購入。	
2019/8/1				EO13883			国際金融機関による貸付、財政または技術支援の延長への反対。貸付・信用貸しの禁止。	
2019/12/20						国防権限法2020 \$7503 パイプ敷設船の提供者の入国禁止、財産取引禁止。		

②ロシアの企業ランキングと米国による制裁指定日

ランク	社名		セクター	SDN: 資産凍結	SSI: Directive 1-3による 資金提供禁止	SSI: Directive 4による 石油計画への物品等提供禁止
1	Gazprom	国有	Oil and gas			2014.9.12
2	Lukoil	私	Oil and gas			2014.9.12
3	Rosneft	国有	Oil and gas		2014.7.16	2014.9.12
4	Sberbank	国有	Finance		2014.9.12	
5	Russian Railways		Transport			
5	Rostec	国有	Investments		2014.9.12	
6	Surgutneftegas	私	Oil and gas			2014.9.12
7	X5 Retail Group		Trade			
8	VTB	国有	Finance		2014.7.29	
9	Magnit		Trade			
9	SAFMAR		Investments			
10	Rosatom		Atomic industry			
11	Rosseti		Power engineering			
12	Inter RAO		Power engineering			
13	Transneft	国有	Oil and gas		2014.9.12	
14	Tatneft		Oil and gas			
15	Novatek	私	Oil and gas		2014.7.16	
16	Evraz		Metals and mining			
16	AFK Sistema		Investments			
17	NLMK		Metals and mining			
18	Nornickel		Metals and mining			
19	Megapolis Group		Distribution			
20	Gazprombank	国有	Finance		2014.7.16	
21	Rusal		Metals and mining			
22	Aeroflot		Transport			
23	Sibur		Chemistry and petrochemistry			
24	Severstal		Metals and mining			
25	Siberian Coal Energy Company		Metals and mining			
26	Magnitogorsk Iron and Steel Works		Metals and mining			
27	Ural Mining and Metallurgical Company		Metals and mining			

ランク	社名		セクター	SDN: 資産凍結	SSI: Directive 1-3による 資金提供禁止	SSI: Directive 4による 石油計画への物品等提供禁止
28	Mobile TeleSystems		Telecommunications			
29	Metalloinvest		Metals and mining			
30	Lenta		Trade			
31	United Aircraft Corporation		Defense and machine building			
32	RusHydro		Electricity			
33	Sakhalin Energy		Oil and gas			
34	T Plus		Power engineering			
35	M.video		Trade			
36	EuroChem		Chemistry and petrochemistry			
37	VimpelCom		Telecommunications			
38	Alfa-Bank		Finance			
39	United Shipbuilding Corporation	国有	Defense and machine building	2014.7.29		
40	MegaFon		Telecommunications			
41	Rostelecom		Telecommunications			
42	TMK		Metals and mining			
43	Slavneft		Oil and gas			
43	Toyota Motor		Cars			
44	Mechel		Metals and mining			
45	Avtotor		Cars			
46	Stroygazmontazh	私	Infrastructure Construction	2014.4.28		
46	JTI		Alcohol and tobacco			
47	Red&White		Trade			
48	Alrosa		Metals and mining			
49	DIXY		Trade			
50	VEB	国有	Finance		2014.7.16	
50	Philip Morris		Alcohol and tobacco			
50	Volkswagen Group Rus		Cars			
51	AvtoVAZ		Cars			
51	Leroy Merlin Vostok		Trade			
51	Auchan		Trade			
52	Russian Agricultural Bank	国有	Finance		2014.7.29	

Congressional Research Service, 'U.S. Sanctions on Russia', CRS Report, R45415 (updated January 17, 2020). pp.65-67に山田が加筆修正

③ EU の対露制裁

文書日	2014年3月5日	2014年3月17日	2014年6月23日	2014年7月31日	2018年10月15日
制裁理由	ウクライナの家資金の横領	ウクライナの領土保全、主権、独立を毀損する行動	クリミアとセヴァストポリの違法な併合	ウクライナを不安定化するロシアの行動	化学兵器使用
根拠文書	Council Decision 2014/119/CFSP Council Regulation (EU) No 208/2014	Council Decision 2014/145/CFSP Council Regulation (EU) No 269/2014	Council Decision 2014/386/CFSP Council Regulation (EU) No 692/2014	Council Decision 2014/512/CFSP Council Regulation (EU) No 833/2014	Council Decision (CFSP) 2018/1544 Council Regulation (EU) 2018/1542
貿易規制			・クリミアまたはセヴァストポリからの物品の輸入、輸入関連の金融支援や保証を禁止。 ・クリミアまたはセヴァストポリの輸送、通信、エネルギー、石油・ガスなどの探査生産の分野の団体への物品・技術の提供禁止。関連する技術・金融支援も禁止。 ・クリミアまたはセヴァストポリでの観光活動に関連するサービス提供禁止。	・武器・関連物資の輸出入禁止。軍事活動などに関連する技術・金融支援の提供禁止。 ・汎用物品・技術のロシアでの軍事利用のための輸出禁止。関連する技術・金融支援も提供禁止。 ・指定者への汎用物品・技術の提供禁止。関連する技術・金融支援も提供禁止。 ・ロシア（EEZと大陸棚含む）における大水深（水深150m以上）・北極海の石油探査生産やシェールオイル計画のための装備および関連する技術支援などのサービスの提供、そのための金融支援の禁止。	

文書日	2014年3月5日	2014年3月17日	2014年6月23日	2014年7月31日	2018年10月15日
金融規制	・指定者の資金・経済資源の凍結。 ・指定者への資金・経済資源の供与禁止。	・指定者の資金・経済資源の凍結。 ・指定者への資金・経済資源の供与禁止。	・クリミアまたはセヴァストポリでの不動産・団体取得の禁止。	・指定金融機関およびそれが50%以上所有する団体による債券・株式などの金融証券(2014年8月1日から同9月12日まで発行は償還期限90日以上、それより後の発行は30日以上)についての取引禁止。 ・軍事装備サービス関係の指定団体および原油や石油製品から過半の収入を得る指定団体による債券・株式などの金融証券(2014年9月12日より後の発行で償還期限30日以上)についての取引禁止。指定団体が50%以上所有する団体についても禁止。	・指定者の資金・経済資源の凍結。 ・指定者への資金・経済資源の供与禁止。
人的往来規制		指定者の入国禁止			指定者の入国禁止